

6 第 3887 号  
令和6年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中野市長 湯本 隆英

市町村名 (市町村コード)	中野市 (20211)
地域名 (地域内農業集落名)	高丘地区 (安源寺、草間、日和、立ヶ花、牛出、栗林、大俣)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第2回 延べ2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

高丘地区では人口減少・高齢化の進展に伴い、農家人口も減少、高齢化が進んでいる。比較的平坦な地形の農地が広がっており、果樹や水稻、野菜の生産が行われている。また、信州中野インターチェンジ周辺については、農業法人による観光農園も兼ねた果樹栽培が行われている。

幹線道路沿線などでは宅地化が進んでいる箇所や産業団地があり、住宅地と営農環境との関係に苦慮も見られる。近隣住宅地への配慮や農道の不足、生産品目の価格低下等の要因から、離農や担い手不足が課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

果樹及び平坦地では水稻、野菜を中心に多様な農産物の栽培を引き続き行っていくが、付加価値の高い新たな品目の栽培についてJA等関係機関と連携しながら研究を進める。

高丘地区は、農地の集約化を進めつつも、地区内人口だけでは農業者が不足していることから地区外から担い手を積極的に受け入れ、後継者を確保していく。また、担い手や農地所有者が集う場を地域と関係機関が連携して定期的に開催し、地域農業に関する情報を共有するとともに、次の取り組みについて引き続き検討する。

- ①農業に関わる人材と仲間づくり ②農業経営のための支援 ③スマート農業の推進 ④新たな品種、単価向上
- ⑤農地の基盤整備 ⑥農業に関する情報の見える化

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	290.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	235.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地、農道・水路等の荒廃化を抑制し、担い手の効率的な農作業や良好な営農環境を確保するため、兼業農家や自給的農家等の農地利用も進める。

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域(目標地図を作成する区域)とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。また、既に原野化し、再生が困難な農地については、農用地区域からの除外を検討する。

地域計画策定当初から、農業上の利用が行われる区域内の全農地に、将来の担い手を位置付けることは困難であることから、今後、地域での話し合いを継続し、段階的に農業上の利用が行われる区域や担い手の追加及び見直しを行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

高丘地区のうち、まずは立ヶ花地区、草間地区、牛出地区、栗林地区、安源寺地区の農地について、経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構の活用を推進していく。また農地の集積・集約が困難な農地については、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、近隣の農家や新規就農者を募り、新たな担い手への継承を推進するものとする。

また、農地の流動化を促進し、また、周辺農地の良好な営農環境の保全するため、農地所有者等は耕作していない農地について、定期的に草刈りを行うなど、良好な状態を維持する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用の推進にあたっては、メリットをわかりやすく説明する等、周知方法の工夫に努めるとともに継続的な情報提供を図る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

高丘地区の農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道や水路の整備及び修繕、畑かん設備の改修を検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJA等と連携し、農業体験の実施や相談体制の確立、情報収集と発信に努め、新たな担い手が早期に安定経営ができるよう、農業機械等のシェアや住宅の斡旋などの取組みについて検討し、切れ目なく支援に取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託に関する取組みについては、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

③農業生産に関わる負担の軽減と効率化を目指して、スマート農業の導入・活用について、市やJA等と連携して研究・検討していく。

⑦⑧生産性向上を目指し、農地及び基盤施設の保全・管理に努めるとともに、農地への進入路の整備、ため池・水路等の整備や改修を検討し、担い手が参入しやすい営農環境を構築する。

⑩農業の魅力や就業に関する情報収集及び発信、農家同士のコミュニティ形成、農業体験やイベントを交えた交流機会の創出等に向けて、市やJA、観光団体等が連携して、地域及び農業の魅力発信と担い手の確保に向けて検討していく。

